

山形県地球温暖化対策実行計画【中間見直し版】（素案）についての 意見募集結果

1 意見募集期間 平成29年2月2日（木）～平成29年3月1日（水）

2 御意見等の数 7件（意見提出者 3名）

3 提出された御意見の概要及び県の考え方

番号	項目	ご意見の概要	県の考え方
1	全体	中間見直しの成果が明確になるよう、どこをどのように見直したのか分かるようにしてはどうか。また、新たな取組みがより分かりやすくなるよう、新規項目を明記してはどうか。	御意見を踏まえ、県民向け普及啓発用パンフレットにおいて、新たな取組みが分かりやすくなるよう工夫してまいります。
2	施策展開 （事業所 部門）	<p>P28の第6章「温室効果ガス削減のための施策展開」中、事業所部門の記載については、対策の具体性が欠け不十分。</p> <p>事業所の対策とは、事業の区分、EMS（エネルギーマネジメントシステム）の有無による区分等を踏まえた現状分析から始まるもの。他県では独自に環境マネジメントシステムを構築し、事業所の体制整備や組織運用を支援しているところもある。</p> <p>また、経済産業省の「省エネルギー・プラットホーム事業」等、きめ細かなソフト面の対策として有効な制度の後押しが重要ではないかと考える。</p>	<p>P28の記述は、現状と課題を整理したもので、具体的な取組みについてはP32の③「事業所における自主的な取組みの促進」の中に記載しています。</p> <p>また、本県では、これまでも主に中小企業を対象とした環境マネジメントシステムである「エコアクション21」に地産地消や水環境保全など本県独自の項目を追加した「山形エコアクション21」の取得を促進し、山形独自の取組みを推進してきました。</p> <p>引き続き、このマネジメントシステムの取得促進を図るとともに、御意見を踏まえ、国の支援策の活用し、事業所の取組みを支援してまいります。</p>
3	施策展開 （事業所 部門）	P33のエ「ESCO事業者の育成」について。ESCO事業については、公共施設が率先して導入し省エネ改修を行うべきであるが、本計画では具体的な方向性が欠如している。	<p>ESCO（Energy Service Company）事業につきましては、県有施設において、過去に病院や総合支庁等10施設を対象に導入可能性の調査を実施しております。</p> <p>その際は、改修規模が小さく省エネ効果が少ないため事業化が困難との評価を受けたことから、現時点では導入実績はありませんが、いただいた御意見を参考に、改めて県有施設の導入可能性調査の実施について検討してまいります。</p>

番号	項目	ご意見の概要	県の考え方
4	施策展開 (取組みの「見える化」)	P36 の①「二酸化炭素排出量削減の取組みの「見える化」」中、「県民省エネ節電所」の運営については、具体的に何を行うのか。また、啓蒙による効果が期待できるのかよく分からない。	御意見を踏まえ、事業内容や目的について加筆修正しました。
5	県の役割	P50の「(4)県の役割」について。市町村の地方公共団体実行計画（事務事業編、区域施策編）の策定・改定に係る県の支援に当たっては、過去に県事業として実施した無料省エネ診断（H22～H25：705件）のデータの活用を望みたい。	御意見を踏まえ、必要に応じてデータの活用を図りながら、市町村への支援を行ってまいります。
6	体制・運営	<p>省エネに取り組もうとする際、最初に相談できる総合窓口等を県民に分かりやすく説明・提示してほしい。</p> <p>また、県や市町村で担当者が代わったりしても相談者が困らないような体制づくり・運用の強化をお願いしたい。</p>	<p>県民、事業者等からの照会、相談への対応につきましては、P51の図7-1「山形県の地球温暖化対策推進体制」に県地球温暖化防止活動推進センターがその役割を担うことを記載していますが、御意見を踏まえ、より分かりやすくなるよう、同ページに加筆修正するとともに、図を修正しました。</p> <p>また、今後とも、市町村や関係者と一層の連携を図り、体制づくり・運用の強化を図ってまいります。</p>
7	情報提供	省エネに取り組もうとしている事業者等が、全国の取組事例等のいろんな情報を簡単に収集することができ、また、相互に情報交換をすることができるよう、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、IT（情報技術）を活用してはどうか。	取組事例の紹介・情報提供については、P29の①ア「二酸化炭素を大幅に削減する低炭素で持続可能な社会のライフスタイルの提示と普及啓発」中に記載しています。また、御意見を踏まえ、ICT（情報通信技術）の活用の検討について加筆修正しました。